

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられ、また令和元年10月1日からは8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度北上市一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 13億267万円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充当した社会保障施策に要した経費 74億6,969万円

<内訳>

(単位:万円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	障がい者介護給付費等事業	157,981	117,210			22,000	18,771
	障がい者相談支援事業	4,162	1,510			1,100	1,552
	要援護老人ホーム措置事業	14,603			2,121	5,500	6,982
	国民健康保険特別会計繰出金	55,821	30,480			11,000	14,341
	介護保険特別会計繰出金	118,437	5,651			43,807	68,979
	保育園保育実施事業	111,715	76,418		10,880	11,000	13,417
	児童手当等給付事業	133,960	113,552			11,000	9,408
	施設型給付費等負担金	82,593	55,095			11,000	16,498
	地域型給付費等負担金	61,688	46,472			11,000	4,216
	小学校就学援助事業	2,560	160			1,100	1,300
	中学校就学援助事業	2,580	133			1,100	1,347
小計	746,100	446,680		13,001	129,607	156,812	
保健衛生	乳幼児集団健康診査事業	869				660	209
	小計	869				660	209
合計	746,969	446,680		13,001	130,267	157,021	